

平成28年度第13回南関町農業委員会会議録

平成29年3月10日(金)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 5番 原 靖 君
 - 6番 山 本 靖 武 君
5. 議 事
 - 第41号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第42号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第43号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 栢村 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
8番 田崎 芳憲 君	9番 北原 照代 君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

7番 荒木 茂 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君

書 記 上 田 賢 君

平成28年度第13回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立。時間がまいりましたので、ただいまから平成28年度の第13回総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、始めていききたいと思います。本日は、7番委員、荒木委員さんがインフルエンザで欠席されております。本日の出席委員11名中10名で定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章朗読、2番、荒木委員さん、よろしく願いいたします。

○2番（荒木 勝治君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 改めまして、こんにちは。お忙しい中、どうもご苦勞様でございます。先月は、続けての研修大変ご苦勞様でございました。また、3月に入りましたけど、ぬくくなりましていろいろと大変だと思います。今回は、最後の総会でございます。1年間皆さん方には大変お世話になりました。また来年度からも今後ともよろしく願いたいと思います。簡単ですが、ご挨拶といたします。本日もよろしく願います。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以後の議事の進行は、松村会長をお願いいたします。

携帯電話につきましては、マナーモードにされますようお願い申し上げます。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） はい。それでは、議事に入りたいと思います。

これより、議事録署名人の指名をいたします。今回は、5番、原委員、6番、山

本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、審議に入りたいと思います。

第41号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第41号議案、農地法3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成28年12月14日、申請番号159号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりで、売買による所有権移転となります。

2番、受付日、平成29年2月16日、申請番号208号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、贈与による所有権移転となります。

3番、受付日、平成29年2月24日、申請番号210号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりとなり、売買による所有権移転となります。

4番から8番は同一の申請となります。受付日、平成29年2月24日、申請番号211号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等については記載のとおりで、売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第41号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく許可申請4件でございます。

ただいまの説明に関連しまして現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。順次お願いいたします。

まず、8番委員、田崎委員、次に6番委員、山本委員、次に4番委員、矢野委員、お願いいたします。

○8番（田崎 芳憲君） 1番の件についてご説明いたします。7日に地元の推進委員さんと事務局と3人で現地を確認しました。

この場所は○○○道路沿いです。○○○のちょっと手前の左上っていうのですかね。今耕作されていますので、農地としては何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

○6番（山本 精武君） はい、6番委員の山本です。2番目の物件の説明をします。

7日に午後、事務局と推進委員の前川さんと3人で現地確認に行ってきました。

この名前のお二人は兄弟で、譲渡人の方は福岡に住んでおられて、お父さんが生

前兄弟に贈与されとると思いますけども、それを弟さんのほうが地元の家をとって
る兄貴さんにもとのように戻すからということで、売買じゃなくて贈与ということ
になっております。場所は、〇〇〇分かりますかね。〇〇〇から南へ100mぐら
い入ったところのあの白く見えてるのは稲刈ったあとの稲わらですけども、真ん中
で線をこゆく引いてありますけど、もともとはここにあぜがあったそうです。そや
けども、今は本人さんが小作されておらずに同じ村の人に小作をお願いしとって、
奥のほうの田んぼがその小作人の方のということで、作業がしやすいようにあぜを
はずしとってということでした。問題はないと思いますので審議よろしくお願いま
す。

○4番（矢野 房幸君） はい、4番の矢野です。6日に8時から事務局上田さん、推
進委員の島崎さんと現地確認に行っていました。

3番のほうは、場所が〇〇〇から荒尾に向かって行きよって〇〇〇の入り口、〇
〇〇から〇〇〇入り口右に入ったらすぐ左っかわになります。この農地は耕作して
ありまして何も問題ないと思いました。

それから、4番、5番、6番までは〇〇〇の入り口に橋のあつですね。〇〇〇の
近辺です。今現在、昨年まで田んぼで作ってありまして何も問題ありません。

8番も、ちょっと7番はあとで申し上げますが、8番の今一応遊休地のような
なっておりますが、雑草とか茂っておりますが一応管理はしてあるごたつです。これ
も問題ないと思います。

ただ7番が、これが家の建って、小さか家の住居を、昔住居んあつたと思うた家、
クーラーとか風呂場とかついとるごたる家のあつて、また横ばその家の周りが木の
植わつとるけんが、ちょっと3条の農地の農地から農地ちゅうのはちょっと厳しか
かなと、いかがなものかと思うちから、これだけはちょっとほかの申請番号のほう
は何も問題がありませんが、ただ7番だけはちょっと審議してもらいたいと思いま
すので、よろしくお願います。

○議長（松村 公正君） はい、ただいま事務局、委員さんから説明が終わりましたが、
ただいま申されましたように申請番号211の7番のほう、矢野委員さんのほうか
ら家が建っていて、耕作できないような状態であるということで、3号ではいかが
なものかということでございますので、この7号について別に審議をいたしたいと
思います。事務局の人にご意見を伺いたいと思います。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

3条申請に関しましては、ご存じのとおり農地を農地として権利の移転または貸
借等を行う場合にある申請になります。そこで先日矢野委員さんとかと確認したと
ころ、ご説明にあったとおり住居が建っておる状態であります。こちらに関しては、

農地としての権利の移動というのはちょっとおかしいのかなというふうに思います。

○議長（松村 公正君） ほかに方法ってあつとかどうかの説明ば。

○事務局（上田 賢君） そうですね。あと申請でされるのであれば、農地転用なりの許可申請をするか、無断転用として指導する案件になるかなとは思いますが。

○議長（松村 公正君） ただいま事務局から説明がありましたように、一応無断転用ということのようでございまして、これをどうするかということで農地としてでなくて転用許可で受け付けるか、次回あたりで受け付けるかということでございますが、この耕作できないということであれば不許可相当ではないかと私は思いますし、転用許可のほうをお願いして今回は見送らざるを得んのかなと思いますが、皆さん方いかが。

はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。農地として売買はでけんでしょ。これをその申請さるっなら4条か5条で改めて申請して、そのあとで売買という形にせんとでけんとやなかつかなと思えますけど。

○議長（松村 公正君） 今、松本さんのほうからご意見でしたが、いかがですか、ほかには。

○事務局長（寺本 藤雄君） ちょっと一番初め事務局で話したのが、これが小屋、作業小屋とか、農家の機械入れとかなら転用不要で通らんかなということを上田君と話したんですけども、現場を見た時点で当初宅地だったということで、誰か住んでいたということでやっぱり事務局としては5条、4条の転用が必要だと考えております。小屋だったら転用不要届を出してもらって、3条で売り買いをしてもらおうと思ったんですけども、そういったところでございます。よろしく願いいたします。

○4番（矢野 房幸君） 小屋ならよかばってん、木も植ってるけんですね。農地としてはちょっと厳しかと思うですたいね。

○議長（松村 公正君） やっぱ厳密にしていけば、こういうのが今後も出てくつと思ふですたいね。そるけん安易にやっぱしとけば、あんときしとったでよかじゃなかかいたていうことも出てくるしですね。

○4番（矢野 房幸君） 家んほうも恐らく登記ばしてなかつじゃろうと思ふとですね。やみやなかるかなと思ふとですたいね。

○9番（北原 照代君） 大きな木ですか。

○4番（矢野 房幸君） いや、木はそやん大きか木はなかばってん、数十本植わつてですね。・・・

○議長（松村 公正君） それでは、採決に入りたいと思います。今回は不許可とする

ことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(ありませんの声)

○議長（**松村 公正君**） はい、どうもありがとうございました。

異議なしと認め、第41号議案、申請番号211の7番は不許可と決定いたします。

続きまして、ほかの案件につきまして何かございませんでしょうか。

(ありませんの声)

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第41号議案、申請番号211、7番を除く案件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(ありませんの声)

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

異議なしと認め、41号議案は211の7番を除く案件について原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第42号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい、事務局より申し上げます。その前にすみません、議案書の訂正をお願いいたします。1番が2つ繋がっているようになりますので、2列目を2番に訂正をお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。第42号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は使用貸借権設定、受付日、平成29年2月10日、申請番号207号。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は陶器工房で、始末書が添付されております。貸借の期間は20年間です。

2番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成29年2月24日、申請番号209号、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。転用の目的は農家住宅です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） はい、ありがとうございました。

第42号議案は、農地法第5条の1項の規定に基づく許可申請2件でございます。

ただいま説明に関連しまして現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

まず、山本委員さん。

○6番（山本 精武君） はい、私ですね。6番、山本委員です。7日の午後、事務局と推進委員の前川さんと3人で現地確認に行ってきました。

場所は町道〇〇〇線といいまして、〇〇〇って皆さん分かりますか分かりませんが、〇〇〇の（〇〇〇）がありますが、そこから三つ角のほうに向かって100mぐらい行ったところに北に向かって道路があります。パーマ屋さんと昔はたばこ屋さんがありましたけど、たばこ屋さんのほうは今廃虚になってますけども、そこからずっと奥に入っていくって、5、600mぐらい行ったところですよ。そこは。民家が6、7軒あります。このもともと畑だったんですけども、今は建物が建っております。というのが、昨年の農地パトロールのときに、図面を見ながら調査していくと家が建ってたもんで、私が家ということで事務局に報告しております。それで事務局から注意されて今回の申請になっていると思います。それで始末書を添付ということで、ここはお父さんが息子さんに譲られたようになってるんですけども、息子さんが2010年に家を建てて陶磁器工房を始められたということです。お父さんの話によりますと、こういう手続きをせなんいかんていうことを知らなかったというお話でした。建物を建てる人がいろいろ手続きをしてもろってるもんじゃないかというところをおっしゃっていましたが、ご主人と奥さんは〇〇〇です。そういうことで田舎のルールがわからなかったのかなと思っておりますけど、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番のほうでございますが、これが、〇〇〇のほぼ中央でございます。片一方北側にはいくつか住宅がありまして、南側は記念碑ですか、そすと東側に道路が通るところでございます。現在のところ水路が排水路がちょっと遠いというところで、これも町のほうに申請してございまして、4月の来年度予算では側溝のほうもできるだろうということでございまして、何ら問題ないかと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

説明が終わりました。何かご質問ございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございます。

○9番（北原 照代君） よろしいですか。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○9番（北原 照代君） すみません、9番の北原です。1番の親子ですよ。

○事務局（上田 賢君） はい。

○9番（北原 照代君） これ使用貸借権ですか。貸し借り。

○事務局（上田 賢君） はい、貸し借りです。

- 9番（北原 照代君） 期間は何年。
○事務局（上田 賢君） 期間は20年です。
○6番（山本 靖武君） 貸借は20年ですかね。
○9番（北原 照代君） ありがとうございます。
○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

（ありませんの声）

- 議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。
第42号議案、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（なしの声）

- 議長（松村 公正君） ありがとうございます。

異議なしと認め、42号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。

続きまして、43号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

- 事務局（上田 賢君） はい、第43号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番と2番は、貸人は別ですが、借人は同じ申請になります。利用権等の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は6,399㎡、期間は5年3カ月です。

3番と4番は、貸人は別ですが、借人は同じ申請で、中間管理事業になります。利用権の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は4,407㎡、期間は10年です。

事務局からの説明は以上です。

- 議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第43号議案、農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画4件でございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（ありませんの声）

- 議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。
第43号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（なしの声）

- 議長（松村 公正君） ありがとうございます。

異議なしと認め、第43号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） 何か報告事項ございますか。

○事務局（上田 賢君） はい、特にございません。

○議長（松村 公正君） 特にないようございますので、お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございます。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これをもちまして第13回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後1時54分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人